

旭市ファミリー・サポート・センター業務委託仕様書

1. 事業名

旭市ファミリー・サポート・センター事業

2. 目的

ファミリー・サポート・センター業務(以下、「本業務」という。)は、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を会員としてそれぞれ募集し、これを組織し、市民による育児の相互援助活動(以下、「相互援助活動」という。)を実施し、地域における子育て支援の充実と児童福祉の向上を目的とするものである。

3. 事業場所

受託者が市内に有する本・支店、営業所等

4. 業務履行期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

令和6年7月1日から10月31日までは事業実施のための準備業務の期間とする。

5. 受託者に必要とされる要件

本業務の受託者は、本業務に係る公募型プロポーザルにより選定された契約候補者として特定後、随意契約の可能な法人でなければならない。

6. センターの開所時間及び休業日

旭市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第4条のとおり

7. 委託業務内容

(1) 会員の募集、受付、登録

ア センター事務局及びアドバイザー1人以上の配置

イ 会員の募集、受付、登録業務全般

ウ 会員証の作成及び発行業務

エ 会員名簿の作成及び管理

オ 会員の援助活動に必要な障害及び賠償保険の加入及び支払い手続き

カ 感染症等の感染拡大防止のための対策や会員への連絡調整

(2) 会員への研修

ア 提供会員向け研修会の開催及び運営

＊AED(自動体外式除細動器)の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習及び事故防止に関する講習(安全チェックリストの活用やヒヤリ・ハット事例の検証等を内容とするもの)について、提供会員全員に対して必ず実施すること。ただし、他の研修等で同内容を受講済みの者で、市が適当と認める場合は、この限りでない。

イ 会員への指導及び諸連絡

ウ 会員の交流会の開催及び運営

(3) 相互援助活動の受付及び連絡、調整

ア 相互援助活動の受付及び調整

イ 会員同士のマッチング業務

ウ 相互援助活動実績の把握と管理

エ 会員からの苦情に対する対応

オ センター事務局の業務時間外における事故その他緊急事態の報告に関する業務

(4) 緊急時対応マニュアルの作成

(5) 次の数値を達成すること。ただし、ウについては加算部分の業務とする。

ア 登録会員数:100人以上

※「登録会員数」は、提供会員及び利用会員それぞれの会員数を合計した数で、令和6年度末の会員数をいう。

イ 提供会員に必要な24時間講習を年間6回(144時間)以上実施すること。講習内容には「安全・事故」の項目を必ず含むものとする。

ウ 土曜日、日曜日又は祝日に以下の(ア)及び(イ)を合わせて履行期間内に30回以上実施すること。

(ア) 会員登録を行うための事業説明会

(イ) アドバイザー等の立ち合いによる利用会員と提供会員との事前打ち合わせ

(6) Web媒体等を活用して、センター及び相互援助活動の広報周知・情報発信を行う。

(7) その他、当該事業の目的達成に必要な業務

8. 実施体制

本事業の実施に当たり、センターにはアドバイザーを1名以上配置する。アドバイザーは、7.委託業務内容に規定する事務を処理する。また、アドバイザーを補助するためサブリーダーを1名以上配置することができる。なお、アドバイザー等に必要な資格等の有無は求めない。

9. 関係書類の提出

受託者は、次の関係書類を作成し、提出するものとする。

(1) 業務計画書

受託者は、旭市と協議のうえ、業務開始前に本事業の実施方法、実施体制及びスケジュール等を明記した業務計画書を提出し、旭市の承認を受けなければならない。また、業務計画書に変更が生じる場合は、事前に旭市の承認を得るものとする。

(2) 実施報告書

受託者は、本事業についての実施報告書を提出するものとする。

(3) その他

受託者は、旭市からの指示に基づき、適宜、必要な書類を提出するものとする。

10. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者は、個人情報保護法その他個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取扱いに十分に留意し、個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(2) 危機管理

本事業を行うに当たっては、様々な障害、事故、災害などの緊急事態が発生した場合においても、業務の遂行に支障をきたすことがないように十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。

(3) 損害賠償責任

受託者の責めに帰すべき事由により、旭市又は第三者に損害を与えた場合、受託者が損害賠償責任を負うものとする。また、その損害について、旭市が第三者に対し賠償した場合、市は受託者に対して賠償した金額及び賠償に伴い発生した経費を求償できるものとする。

11. その他

(1) 本事業の実施に当たっては、旭市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱(令和6年旭市告示第45号)ほか関係法令を遵守するとともに法令上の責任を負うものとする。

(2) この仕様書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、旭市と受託者が協議の上、別途定めるものとする。